

教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年10月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室		担当書記	相 馬 直 子	
会議日程	自 令和2年10月2日（金） 1日間 至 令和2年10月2日（金）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生		委員 岡田 三栄子		
	委員 樋口 潔		委員 酒井 英隆		
	委員 佐々木 和代				
欠席委員	な し				
説 明 者	教育次長	相馬 直子	学校教育課長	柴田 勝久	
	社会教育課長	植田 弘志	総括指導主事	高岡 弘安	
	指導主事	杉本 淳			
署名委員	委員 岡田 三栄子		委員 樋口 潔		
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第19号 与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について	承認可決
	議案第20号 与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	(な し)
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度いじめ調査（1回目）の結果報告について ・ 令和2年度第1回学級満足度・学校生活意欲調査結果に見られる学校の状況と今後の活用等について
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年10月2日 午後1時30分から午後2時43分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第6回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願いたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(修正等意見なし)

(塩見教育長)

ご確認いただけたということで、本会議終了後に、署名をお願いします。

ここで、本来であれば日程第3「教育長の報告」であります。都合により、日程を変更させていただき、日程第6「報告事項」のうち、「令和2年度第1回学級満足度・学校生活意欲調査結果に見られる学校の状況と今後の活用等について」を、杉本指導主事が報告いたしますのでご了承ください。

(杉本指導主事より報告)

(塩見教育長)

本事業は当町の特色ある取組の一つです。何かご質問等がございますでしょうか。

(岡田委員)

2回目の調査はいつ頃実施されるご予定でしょうか。

(杉本指導主事)

現時点、11月末から12月初旬頃に実施したいと考えております。

(岡田委員)

今年は新型コロナウイルス感染症の関係で、先生方には様々な点でご苦勞をしていただいていると思っています。子どもたちへの学力の定着だけではなく、多くの学校行事等が中止となる中で、中学校においては丹後ブロック中学校総合体育大会を実施していただきました。やはり子どもたちは、今年はこのことに取り組もうとか、こういう事業等があるからそれに向かって努力しようといった目標があると頑張りやすいと思います。ところが今年、予定があるようなないような期間が長かったので、この半年近くは子どもたちも不安を抱えていたと思いますし、先生方も同様であったと思います。

調査結果についてはあくまでもデータで、これがすべてではないと思いますが、子どもたち一人一人の家庭環境などにも配慮いただきながら、丁寧にご指導いただきますよう、よろしく願いいたします。

(酒井委員)

岡田委員がおっしゃったように、今年は過去に経験したことがないような年だと思えますので、数字の表すところの分析が難しいと思うのですが、全国的にみてどうかということなども踏まえて、来年以降も参考にさせていただければと思います。

1点だけご質問させていただきたいのですが、先ほどご説明いただいた「硬さの見られる学級」というのは、指導の方法によってそうした傾向がみられるというお話でしたが、各学年に1ないし2ぐらいあります。学校によって、特定の学校にそうした学級が多いといった偏りがあるのでしょうか。

(杉本指導主事)

傾向としましては、特定の学校ということはありません。分散しております。

(樋口委員)

学級満足度・学校生活意欲調査について、十分に理解できていない点や疑問に思う点もありますので、少し時間を取って研修会を開催していただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

(塩見教育長)

事務局の方で計画していただければと思います。また、各学校の状況については、今後の学校訪問時に校長に聞いていただくのも良いと思います。

それでは、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

今年の残暑は本当に厳しく、いつになったら秋が来るのかと思っていましたが、昔から「暑さ、寒さも彼岸まで」と言いますように、最近は少し朝夕は涼しくなってきました。ようやく秋の気配が感じられるようになりましたし、昨日は中秋の名月ということで見事

な月が観ることができました。おかげさまで台風も、今のところ直接的な影響はなく、本当にありがたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、9月19日と20日に、本町6例目、7例目、8例目の陽性者が確認されました。また、昨日には9例目の方が確認されたと発表されまして、非常に緊張感のある毎日を送っているわけですが、今後とも注視してまいりたいと思っております。9月の4連休には多くの方が当地域を訪れておられました。京都縦貫自動車道では渋滞も発生するなど、北部に向かう車も大変多かったです。GOTOトラベルといった施策や外国からの入国制限の緩和などの影響が今後出てくるかもしれないと懸念しつつ、withコロナ社会においてどういう取組等をしていくのかということを考えていかなければならないと思っております。

さて、各学校は8月20日に2学期をスタートいたしましたので、すでに1か月半が経過いたしました。各こども園・学校とも順調にスタートを切っております。

小学校ではマラソン大会の練習や試走をしておりますし、10月17日には新型コロナウイルスの感染防止策を講じた上で、第2回阿蘇・天橋立小学生駅伝競走大会が阿蘇シーサイドパークの周回コースで行われます。また、例年は全小学校が一堂に会して行われている小学校陸上記録会も、今年は各校毎に記録会を開催されました。私も見学させていただいたのですが、一生懸命、練習の成果を発揮して、競技に臨んでおりました。後日、各校の記録を集約し、上位3位に賞状が渡されると聞いております。

中学校では、9月5日に加悦中学校と江陽中学校の体育祭が実施されました。感染防止策として保護者の参観を制限するなど、工夫を凝らして行われましたが、さわやかな体育祭を繰り広げてくれたと思っております。生徒会の役員の生徒たちが司会進行をしております。放送で「これから休養を取ります。」「30秒間手洗いを徹底してください。」「マスクを着用してください。」といった啓発を行いながら、実施しておりました。橋立中学校の体育祭は9月12日に実施されましたが、さわやかな中学生らしい大会でした。各学校ともに、生徒たちは思い出の1ページをつくってくれたと思います。また、加悦中学校と江陽中学校では、9月29日と30日に文化祭が開催されました。日頃の学習成果や活動の成果を十分に発揮した感動的な発表でした。加悦中学校では意見発表会や英語発表会を行っておりましたし、江陽中学校では合唱コンクールを実施しておりました。KYTで放送されると思いますので、ご覧いただければと思います。橋立中学校は、9月27日(日)から29日(火)までの日程で、広島、倉敷、高松方面に修学旅行に出かけました。学校のホームページにも載っておりますので見られた方もあるかと思いますが、良い天気恵まれて、生徒たちは有意義な修学旅行を楽しんだと聞いております。加悦中学校と江陽中学校は10月下旬の予定です。新型コロナウイルスの感染状況等を見定めながらの実施となります。後日、ご報告させていただきます。

また、少年の主張京都府大会に、今年度与謝野町から初めて出展したいいたしました。昨年度の与謝野町子ども発表会で発表してくれた生徒を推薦しております。府全体で17名が大会にのぞみ、その中で、江陽中学校の女子生徒が京都府市町村教育委員会連合会長賞を受賞いたしました。後日、報告会を行う予定です。こうした取組を後輩たちにつないでいってほしいと思っております。

中学校では、10月24、25日に与謝地方中学校秋季新人総合体育大会が開催されま

す。中学校体育連盟においては、非常に厳しいガイドラインを作成し、感染予防に努めながら子どもたちに良い体験をさせてやろうと努力されています。

長い2学期ではありますが、区切りをつけながら、子どもたちの成果を発表する機会を設けていこうと努めております。発表の機会が多くあると、プレッシャーを感じている児童生徒もおりますので、配慮しながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

安心安全な学級・学校であるとともに、学力をつけるという本来の学校の在り方を追求していきたいと思っております。

報告は以上でございます。何かご質問等があればお願いいたします。

(佐々木委員)

保護者として、小学生陸上記録会を参観させていただきました。子どもの通う学校では、「できるだけここで観戦してください。」ということで、テントが張ってありました。学校からのお便りにもそのことが書かれていたのですが、アウトドアで使用するような正方形の小さいテントが3つだったので、「密になってかえって危ないのでは。」という声が出ていました。もちろん保護者の方も、新型コロナウイルスの感染予防については十分理解されていますが、どういう意図でそのようにされたのかと少し疑問に思いました。

(高岡総括指導主事)

保護者の方がそれぞれ好きな場所で観られると管理ができないということだったと思いますが、おっしゃるとおり、小さなテントだとかえって密になってしまいますので、そうしたご意見があったと学校には伝えておきます。

(塩見教育長)

保護者の方は大勢来ておられましたか。

(佐々木委員)

割と多くの方が来られていました。

(塩見教育長)

私も参観に行きましたが、多くの方が来られていました。ご指摘の点については、工夫していかなければならない課題だと思います。

それでは次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

はじめに、「議案第19号 与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由等の詳細を植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第19号 与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第19号 与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

次に、「議案第20号 与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について」を議題とします。提案理由等について 植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第20号 与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第20号 与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について」は、提案のとおり承認されました。

(塩見教育長)

次に、日程第5「報告事項」に入らせていただきます。

「令和2年度いじめ調査(1回目)の結果報告について」、高岡総括指導主事が報告いたします。

(高岡総括指導主事より報告)

(塩見教育長)

何かご質問等があればお願いいたします。

(岡田委員)

いじめがあった時に周囲にいた子の状況は把握されていますか。「そんなことしたらあかんで。」「誰々ちゃんが嫌がっているからやめたら。」と止めたり、注意したりする子はいるのでしょうか。そうしたことを言うと、「今度は自分がいじめのターゲットになるから怖くて言えない。」といったこともよく聞きます。ただ、先生の目が届かないところでいじめと疑われるような事象が起こっていても、「やめときない。」と注意ができるような子、リーダー的な子がいると、先生が常になくてもなんとなくまとまるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(高岡総括指導主事)

ケースバイケースだと思います。いじめられたりしているのを側で観て笑っている子もいますし、止められないけど、とりあえず先生に言いに行くなど、自分ができることをする子、また、中には「やめないな。」と言ってくれる子もいます。学級においてしっかりと指導をし、いじめなど人が嫌がる行為に対して注意しあえる学級づくりが大切だと思っております。

(樋口委員)

江陽中学校では生徒一人一人にノートを渡して、先生と生徒が連絡を取り合っているという話をお聞きしました。先生方のご負担は大きいと思うのですが、良い取組だと思しますので、頑張っていたきたいと思っております。

(高岡総括指導主事)

教員一人でできない場合は複数で対応することも大切だと思います。いじめに関しては、いじめた側・いじめられた側双方の子どもたちの心境や心理をしっかりと聞いた上で、双方に対して指導する必要があります。一方的な指導になってしまうと、納得できないまま終わってしまうことになるので、組織的に真相をしっかりと究明し、子どもたちが納得する指導を丁寧にしていかないと、同じような行為が繰り返されて、さらに大きな問題に発展していったらと思います。

(塩見教育長)

学校として一番大切にしなければならないのは、子どもや保護者との信頼関係です。信頼関係なくして、学校は成り立ちません。今後とも、いじめ調査と学級満足度・学校生活意欲調査の結果をかみ合わせてしっかりと分析しながら、個に応じた指導をしていかなければならないと思っております。

それでは、日程第6「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありますか。

(相馬教育次長)

来週から教育委員の学校(園)訪問、お世話になりますが、よろしく願いいたします。
資料を机の上に置かせていただいております。

また、次回の教育委員会につきましては、10月26日(月)午前9時30分からお世話になりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(塩見教育長)

多忙な10月、11月になりますが、よろしく願いいたします。

学校園訪問につきましては、ご都合が悪い日がありましたら教育次長に連絡していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

午後2時43分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第 19 号

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例第 13 条第 3 項により、次の者を与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員に委嘱する。

令和 2 年 10 月 2 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩見 定生

氏名		役職等	
関係地域を代表する者			
1	今田博文	加悦地域代表区長	新規
2	太田互	与謝野町文化財保護委員会会長	新規

(任期) 令和 4 年 3 月 31 日まで

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 114 号

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 143 条第 2 項の規定に基づき、町が定める伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって町民の文化的向上及び地域文化の発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「保存地区」とは、法第 142 条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。

(保存地区の決定)

第 3 条 与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、町の区域に所在する伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、保存地区を決定することができる。

2 前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会(第 13 条第 1 項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 保存地区を決定しようとする場合において必要があると認めるときは、住民等の意見を反映させるために公聴会の開催等の必要な措置を講ずるものとする。

4 保存地区を決定したときは、その名称及び区域を告示しなければならない。

5 保存地区の決定は、告示することによりその効力を生ずる。

(保存地区の取消し)

第 4 条 教育委員会は、保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、当該地区の決定を取り消すことができる。

2 前項の場合には、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

(保存計画)

第 5 条 教育委員会は、保存地区を決定したときは、審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2 保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項

(2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項

(3) 建造物の保存整備計画に関する事項

(4) 建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項

(5) 保存地区の保存のために必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 保存計画を定めたときは、これを告示しなくてはならない。

4 保存計画を変更しようとするときは、第1項及び前項の規定を準用する。

(現状変更行為の規制)

第6条 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却

(2) 建築物等の修繕、模様替又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

(3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

(4) 木竹の伐採

(5) 土石類の採取

(6) 水面の埋立て

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築、移転又は除却

ア 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転

イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築、移転又は除却

(3) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、製枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採

エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ 仮植した木竹の伐採

(4) その他次に掲げる行為

ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 京都府公安委員会が行う道路標識等の設置及び管理に係る行為

ウ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却(仮設の工作物は除く。)

(イ) 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の設置

- (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
- (エ) 森林の拓伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)
- (オ) 水面の埋立て

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第7条 教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合しないものについては、同条同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物の移転については、移転後の当該建築物等の移転及び移転後の状態が、当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第3号の建築物等の除却については、除却等の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前号に定めるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が、当該伝統的建造物群の保存又は当該風致地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第8条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第6条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、第6条第1項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会と協議しなければならない。

第9条 次に掲げる行為については、第6条第1項及び前条の規定は適用しない。

この場合において、第6条第1項の許可又は前条の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなくてはならない。

- (1) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は回法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (2) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(回法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (5) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (6) 高速自動車国道若しくは道路法(昭和27年法律第180号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道を除く。))とを連絡する施設の新設及び改築を除く。)又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (7) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。)の造設(これらの自動車とこれらの自動車道とこれらの自動車以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。))とを連絡する施設の造設を除く。)又は管理に係る行為
- (8) 交通監視塔等道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為
- (9) 気象、海象、地象又はその他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (10) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (11) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為
- (12) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

- (13) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (14) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
- (15) 有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)による有線放送電話事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (16) 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)の設置又は管理に係る行為
- (17) 放送法(昭和25年法律第132号)による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (18) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
- (19) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

(許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第6条第1項の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は徐却その他の違反を是正するために必要な措置を採ることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の発注主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- (3) 第6条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他の不正な手段により、第6条第1項の規定による許可を受けた者

2 教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を採ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなくてはならない。

(損失の補償)

第11条 町は、第6条第1項の許可を受けることができなかつたことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

第 12 条 町は、保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(審議会)

第 13 条 教育委員会に与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議及びこれらの事項について教育委員会に建議する。

3 審議会の委員の定数は 15 人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2 年とする。

5 必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の加悦町伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 16 年加悦町条例第 14 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第20号

与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について

与謝野町立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

令和2年10月2日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩見定生

提案理由

旧与謝野町立桑飼小学校体育館の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

(別紙)

与謝野町教育委員会規則第 号

与謝野町立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

与謝野町立体育施設条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、旧与謝野町立与謝小学校体育館又は旧与謝野町立桑飼小学校体育館」を「又は旧与謝野町立与謝小学校体育館」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第20号資料

与謝野町立体育施設条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第42号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(利用の申請等)</p> <p>第3条 条例第4条の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用予定日の3月前から7日前までの期間内に教育委員会が別に定める申請書を提出しなければならない。ただし、緊急を要するもので教育委員会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の利用を承認したときは、許可書を交付するものとする。</p> <p>3 前項に規定する承認で旧与謝野町立与謝小学校運動場、<u>旧与謝野町立与謝小学校体育館又は旧与謝野町立桑飼小学校体育館</u>の利用に係るものは、与謝野町に在住し、又は在勤する者でおおむね10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる場合に限るものとする。</p>	<p>(利用の申請等)</p> <p>第3条 条例第4条の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用予定日の3月前から7日前までの期間内に教育委員会が別に定める申請書を提出しなければならない。ただし、緊急を要するもので教育委員会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の利用を承認したときは、許可書を交付するものとする。</p> <p>3 前項に規定する承認で旧与謝野町立与謝小学校運動場<u>又は旧与謝野町立与謝小学校体育館</u>の利用に係るものは、与謝野町に在住し、又は在勤する者でおおむね10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる場合に限るものとする。</p>

○与謝野町立体育施設条例施行規則

平成18年3月1日

教育委員会規則第42号

改正 令和2年6月1日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、与謝野町立体育施設条例(平成18年与謝野町条例第110号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休業日)

第2条 与謝野町立体育施設(以下「体育施設」という。)の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 利用時間

ア 屋外体育施設 午前8時30分から午後9時30分(与謝野町立大江山運動公園施設及び与謝野町立算所地区社会体育グラウンドにおいては午前8時30分から午後9時まで)

イ 屋内体育施設 午前8時30分から午後10時まで

(2) 休業日

ア 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

イ その他教育委員会が別に定める日

(利用の申請等)

第3条 条例第4条の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用予定日の3月前から7日前までの期間内に教育委員会が別に定める申請書を提出しなければならない。ただし、緊急を要するもので教育委員会が認めた場合は、この限りではない。

2 教育委員会は、前項の利用を承認したときは、許可書を交付するものとする。

3 前項に規定する承認で旧与謝野町立与謝小学校運動場、旧与謝野町立与謝小学校体育館又は旧与謝野町立桑飼小学校体育館の利用に係るものは、与謝野町に在住し、又は在勤する者でおおむね10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる場合に限るものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第9条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 町が主催又は共催する行事に利用するとき。
- (2) 町又は区を単位とする公の団体が主催する行事に利用するとき。
- (3) 学校教育活動及び青少年の育成に関する行事に利用するとき。
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

(使用料の還付)

第5条 条例第10条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用及び管理上の都合により利用の承認を取り消したとき。
- (2) 災害その他不可抗力の理由により利用できなくなったとき。
- (3) 利用者が6日前までに取り消し、又は変更を願い出たとき。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用の承認を受けた体育施設の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為をしないこと。
- (3) 宣伝及び物品の販売、募金その他これに類する行為（事前に教育委員会の承認を受けた場合を除く。）をしないこと。
- (4) その他教育委員会が体育施設の管理上必要と認めて禁止する行為をしないこと。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、体育施設の利用に際し、その施設等を模様替し、又はこれらに設備等を付加しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、体育施設等の利用を終わったとき（利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止されたときを含む。）は、直ちにその施設等を原状に回復し、清掃を行い係員の確認を受けなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 体育施設を故意又は過失によりき損又は滅失したときは、何人の行為にかかわらず損害額を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、教育委員会が別に定める。

(書類の様式)

第10条 申請書その他この規則に規定する書類は、教育委員会が別に定める様式による。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加悦町算所地区社会体育グラウンド管理運営規則（昭和62年加悦町教育委員会規則第1号）、加悦町町民体育館使用規則（昭和61年加悦町教育委員会規則第1号）、岩滝町体育施設条例施行規則（昭和56年岩滝町規則第4号）又は野田川町立運動場等設置及び管理並びに使用料に関する条例施行規則（昭和57年野田川町規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年6月1日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。